

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和2年9月1日 第11号
件 名	種苗法改正に関する請願
請 願 者	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 80%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 20%; height: 15px;"></div>
紹 介 議 員	沢 田 けいじ 浅 田 保 雄 関 川 けさ子 上 田 ゆきこ たかはま なおき
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

201国会で継続審議になった種苗法改正は秋の臨時国会で審議入りする見通しです。コロナ禍の今、地球規模の異常気象やバッタの大量発生により深刻な農業被害が出ており、食料を取り巻く海外の情勢はとても不安定になっています。

日本の食料自給率は37%で食料を海外に依存しています。さらに、日本の野菜の種子の90%は海外で生産されています。海外からの輸出が止まった場合、日本人の命を守るのは国内農家です。国内農家は高齢化で離農が進んでいます。種苗法改正で農家に負担をかければ、日本の食料安全保障を脅かします。海外で有事が起きた際、文京区民の食料の安定供給に支障が出ることも懸念されます。種苗には、国民の命を支える大切な役割があります。

種苗法が改正されると、登録品種の自家増殖は一律で許諾制（実質禁止）になります。許諾対象は米、麦、大豆をはじめ、野菜やイモ類、果実、花、キノコを含む農作物の合計8315品種です。登録品種は毎年、約800品種増えており、長期的には今よりも影響が大きくなります。

2015年に農水省が行ったアンケートによると、登録品種を栽培する農家の52%が自家増殖していると回答しています。日本で栽培される稲の品種の数の64%は登録品種です。登録品種の数は地域の特産品の農作物に多く、一例を挙げると沖縄県サトウキビ90%、栃木県イチゴ83%、福島県桃71%、北海道ばれいしょ53%と多くの生産現場で使われています。種苗法が改正されると、農家は自家増殖の許諾料を払うか、種苗を買い直さなければならず、経営に与える影響は大きくなります。

農水省は、公共の種苗の許諾料は安いので心配ないと説明しますが、国や都道府県の種苗事業は民間企業（海外企業の日本法人含む）へ譲渡が促されています。2017年に農業競争力強化支援法が施行されました。8条4項では、国や都道府県の農業試験場の持つ種苗データを民間企業（海外企業の日本法人含む）に積極的に提供しなさいとしています。

現在、世界では4つの遺伝子組み換え企業が、種苗市場の7割を独占しています。日本国民の税金で作られた種苗データが海外企業に譲渡されると、種苗価格と許諾料が高額になることが危惧されます。

種苗法改正で、農家の負担が増えて離農が進めば、日本各地の民間種苗会社や個人の育種家も経営が厳しくなります。登録品種の自家増殖を一律許諾制にして、農家のみに負担させるのではなく、国や自治体の支援で、農家と種苗の開発者を守る仕組みこそが必要です。種苗は国民の命と健康を支える公共的な役割を担っています。農家の離農は、日本の農業を衰退させ、今以上に海外に種苗と食料を依存する事態となってしまいます。

以上のような観点から、下記の事項を請願いたします。

請願事項

- 1 農家の経営を圧迫し、日本の食料自給率の低下を招き、文京区民の食料の安定的な確保に支障をきたす恐れがある種苗法改正は慎重審議するように国に要望書を提出してください。